



一生懸命

《学校教育目標》

「志を持ち 道を拓く生徒」

令和6年度
第15号(12月9日)

文責 校長 今村 洋仁

<http://www.midai.m-alps.ed.jp/> 白根御勅使中学校ホームページにも毎月掲載します。

立会演説会・選挙運動・生徒役員選挙

2学期もいよいよ12月を迎え、1・2年生が3年生からバトンを受け、生徒会の中心となって活動する時がきました。選挙管理委員会が発足し、立候補者が出そろって、選挙運動が始まりました。生徒役員選挙は、生徒会長1名(2年)、副会長男女各1名(2年)、事務局員2名(1年)を決める選挙となります。立候補者はそれぞれ自分の公約を掲げ、登校時に生徒玄関、紅タイムに教室、放課後に生徒玄関で一生懸命に選挙運動を行いました。立会演説会では、選挙公報に載せた自分の公約をもとに、どんな御勅使中学校にしていきたいのか、どんな生徒会活動をしていきたいのかをそれぞれの立候補者が力強く語っていました。どの立候補者に任せても大丈夫と思えるようなすばらしい演説でした。その後、有権者である全校の生徒たちが来年度の御勅使中学校のリーダーを決める選挙をそれぞれ真剣に考えて投票していました。投票の結果、来年度の生徒役員は以下のように決まりました。



《当選者》

会長	河面 凜 (2年)		
副会長(男子)	秋山 一樹 (2年)	副会長(女子)	成澤 奈々 (2年)
事務局員	橋爪 希典 (1年)	大森 誠矢 (1年)	

★当選、おめでとうございます。

税の作文コンクールで南アルプス市教育長賞受賞

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁の主催する「中学生の税についての作文」コンクールにおいて、3年生の小野唯さんが南アルプス市教育長賞を受賞しました。白根御勅使中学校に、甲府税務署・納税貯蓄組合連合会・市教育委員会より代表の方々がおいでになり、校長室で表彰を受けました。今年、富士山の登山者のうち山梨県側から登る人に対し5合目にゲートを新設して通行料の支払いを義務化する条例が山梨県議会で可決・成立し、条例は7月1日から施行されました。小野さんは、このことについて興味を持ち、この作文を書くにあたって富士山の通行料がどのように使われているか調べました。富士山は世界文化遺産に登録されており、その環境をいかに守っていくか、また、登山者が安全に登山ができるように登山道をどのように整備していくかなど環境保全や事故防止を目的として、その財源として使われているということがわかりました。

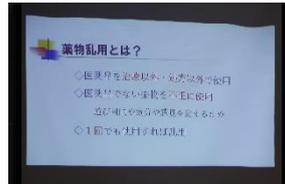


また、今年度から国税として森林環境税が課税されることとなりましたが、適切な森林の整備を行う

ことによって国土の保全や水源の涵養等が行われ、私たちが収める税金が様々な場面で有効活用され、私たちの未来のために使われていることを理解し意識することが大切だと述べています。私たちはこれからも納税者としての税金の意義を理解し、その責任と意識を持ち続けていきたいですね。

2年生薬物乱用防止教室

2年生が薬物乱用防止教室で、視聴覚室で講話を聞きました。講師には、山梨県警察本部人身安全課の深澤さんをお迎えし、パワーポイントを使って説明をしていただきました。近年、ニュースでも危険ドラッグについて報道されることがあり、私たちの生活の中にも危険な薬物が入り込んできており、中学生段階からきちんとした知識と認識を持つことがとてもついて重要になってきます。講話の中で、乱用される薬物には、大麻・覚醒剤・麻薬（MDMA・コカイン）・危険ドラッグ・有機溶剤などがあり、人間の脳の神経を破壊し、幻覚が起きたり、運動機能が低下したり、感情のコントロールができなくなったり、依存性が高くなったりして、薬物をやめても簡単にはもとには戻れなくなってしまうということを教えていただきました。最後に、今はインターネットでも販売されており、薬物の怖さと健康的で明るい生活していくことの大切さを学びました。



これまでの取組を振り返った小中一貫教育推進協議会

今年度2回目の白根御勅使中学校区小中一貫教育推進協議会が開かれました。今年度の様々な活動の様子や小中一貫校としての取組に対して、ご意見・ご質問・ご感想等をいただきました。今年度の小中一貫教育の成果としては、教職員の合同研究・研修や児童生徒間の交流（あいさつ運動・合唱交流会）、合同の学校行事（小中合同引き渡し訓練や小中合同学校保健委員会）等が挙げられ、さらに連携が深められました。今年度も昨年度の取組を継承しつつ、改善したり、新しい取組を検討したりと、子どもたちに少しでも還元できるように、この協議会で出された意見として保護者や地域の皆様はこの小中一貫教育の取組をさらに理解をしていただけるように情報発信に努めて参りたいと思います。来年度は、小中一貫教育に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会による地域との密接な連携）の取組が始まり、小中学校間の連携と保護者や地域の皆様との連携をさらに強化し、取組を行って参りますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



『コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について』

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べること、③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることなどの3つがあります。この制度のもと、来年度は保護者や地域の皆様と連携を強化しながら学校づくりを行っていきます。